

議 案 第 24 号

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

国民健康保険の保険料率を改定するとともに、国民健康保険法等の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

摂津市国民健康保険条例（昭和44年摂津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「第20条第1項」の次に「並びに第20条の3第1項及び第2項」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第15条第1項第1号中「100分の8. 1」を「100分の8. 44」に改め、同項第2号中「29, 049円」を「31, 038円」に改め、同項第3号ア中「30, 244円」を「31, 302円」に改める。

第15条の5の2中「同条第1項」の次に「並びに第20条の3第3項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の5の5第1項第1号中「100分の2. 73」を「100分の2. 66」に改め、同項第2号中「9, 478円」を「9, 426円」に改め、同項第3号ア中「9, 858円」を「9, 500円」に改める。

第15条の9第1項第1号中「100分の2. 47」を「100分の2. 48」に改め、同項第2号中「18, 213円」を「18, 306円」に改める。

第20条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第20条の4を第20条の5とし、第20条の3を第20条の4とし、第20条の

2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、次項に規定する場合を除き、第15条第1項第2号又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を控除して得た額とする。

2 当該年度において、第20条第1項の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条第1項第2号又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条第1項第2号又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の5第1項第2号又は第15条の5の8」と、前項中「第20条第1項の」とあるのは「第20条第3項において読み替えて準用する同条第1項の」と、同項第1号中「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項において読み替えて準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の摂津市国民健康保険条例第15条第1項、第15条の5第1項、第

15条の9第1項及び第20条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。